

介護医療院の開設許可申請以外の手続きについて

介護医療院の開設に当たり、開設許可申請以外のお手続きが必要になる場合があります。手続きによっては、数か月の期間を要する場合がありますので、お早めに関係部署への協議をお願いいたします。

ケース	手続き	相談先
過去に、転換元施設の整備に係る補助金を受領している場合	財産処分承認申請	各受領補助金の所管部署 ※所管部署が分からない場合の照会先 ・医療機関： 医療政策部医療政策課計画担当（03-5320-4425） ・介護保険施設： 高齢者施策推進部施設支援課施設整備担当（03-5320-4266）
医療法人の定款・寄附行為の変更	定款・寄附行為変更認可申請	医療政策部医療安全課医療法人担当（03-5320-4426）
病院を廃止する場合	廃止届 等	医療政策部医療安全課医務担当（03-5320-4431）
病院の平面図等を変更する場合	病院開設許可事項変更許可申請	医療政策部医療安全課医務担当（03-5320-4431）
病床機能等の変更	地域医療構想調整会議への報告	医療政策部医療政策課計画担当（03-5320-4425）
診療所を開設する場合	開設許可申請 等	所轄保健所